

委員 長 報 告 書

さる 12 月 8 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 19 号 市道路線の認定について

議案第 21 号 土地改良事業の施行について

議案第 22 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、12 月 12 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 19 号は、独立行政法人都市再生機構が橋本隅田土地区画整理事業で整備した紀ノ光台センターゾーンの歩行者専用道路、または区画道路である「紀ノ光台 20 号線」ほか 3 路線及び、南海電気鉄道株式会社が南海橋本林間田園都市隅田 A 地区の区画整理事業で整備したあやの台地内の区画道路である「あやの台 63 号線」を新たに市道として認定するものであり、委員会は先に現地におもむき調査ののち審査を行いました。

委員から、あやの台 63 号線の起点の交差点付近の見通しがあまり良好でなく、近隣にあやの台小学校が新設されることから、カーブミラー等の設置が必要ではないか とのただしがあり、通学児童の安全確保の面から、あやの台小学校の通学路として別途、歩行者専用道路を整備するが、自動車等は本市道を通行するため、今後、交通状況等を勘案し、必要に応じカーブミラー等の設置を検討したい との答弁がありました。

議案第 21 号は、西畑地区において平成 24 年度から土地改良事業を施行するものであり、事業の概要は、事業量：区画整理（ほ場整備）3.9ha・農道整備 625m、総事業費：1 億 500 万円、受益面積：31.9ha などである。

委員から、事業実施により土地の利用形態はどのように改善されるのかとのただしがあり、現在は、計画区域内に谷が2ヵ所あり、急斜面での柿の栽培など非常に厳しい状況での営農となっている。本事業により谷の部分に盛土を行い、ほぼ水平に近い農地として整備し、また、区域内に市道清水西畑線に接続する農道を整備することで、営農に適した土地として利用できることになる との答弁がありました。

施行場所への工事車両の進入方法について ただしがあり、国土交通省との協議により、本事業施行に必要な京奈和自動車道整備事業の残土の受け入れが平成24年秋頃からの予定となっている。同時期に事業箇所への連絡道路となる市道清水西畑幹線及び広域農道が概ね完成することから、これら道路を利用して工事車両が進入できるよう関係機関と協議中であるとの答弁がありました。

議案第22号は、高野口IT地域交流センターについて、現在の指定管理者である高野口町商工会による施設の運営実績等を考慮し、引き続き同商工会を指定管理者として指定し、指定期間は平成24年4月1日から27年3月31日までの3年間とするものである。

委員から、市が作成した現指定期間の決算関係資料と指定管理者が提出した収支予算書の予算科目の統一について ただしがあり、指定管理者から提出された決算とは別に、指定管理料が妥当かどうかの判断をより容易にできるよう、参考資料として市がとりまとめた決算書類であり、指定管理者から提出される収支予算書の科目との統一は考慮していない との答弁がありました。

指定管理による施設運営の必要性並びに実施事業等の充実について ただしがあり、本施設は国の補助金を活用して市が設置した施設であり、委託、市直営、もしくは指定管理による運営のいずれかとなるが、経営判断の早さなど民間活力を最大限に活かすために、指定管理による運営が望ましいと考えている。現指定期間においても様々な事業が実施されているが、現状維持でなく、次の指定期間においてさらに創意工夫いただき、指定管理のメリットを十分活かしたい との答弁がありました。

議案第 24 号は、高野口山村体験交流促進センターについて、現在の指定管理者であるふるさと体験村管理組合による施設の運営実績等を考慮し、引き続き同組合を指定管理者として指定し、指定期間は平成 24 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものである。

委員から、施設の有効活用を図るため、22 年度決算の繰越金等を充当して庇を設置するとしているが、その妥当性について ただしがあり、市所有の施設であるため、庇の設置が必要となれば、通常は市で設置費用を予算化する必要がある。しかし、今回は指定管理者より現指定管理料の中で経営努力を行い、設置費用を捻出して設置したいとの要望が出されたものであり、実際に、ボランティア対応により、本来、発生する人件費を抑制するなどの経費削減努力により費用を捻出していることから、設置費用への充当は妥当と考えている との答弁がありました。

本施設の設置目的に「都市との交流」とあるが、観光協会や市ホームページ以外にどのような方法で市外に PR しているのか とのただしがあり、イベント参加者に対しては、次回の開催資料等の送付などのリピーターを増やす取り組みや、他の開催行事一覧表の配付により参加を呼びかけている。その他の対応として、河内長野市・橋本市・五條市広域連携協議会のスタンプラリー事業を通じて観光資源として紹介し、また、南海電鉄・JR を通じて主要な駅にパンフレットを配置するなど PR を行っている との答弁がありました。

議案第 26 号は、橋本林間田園都市駅駐輪場について、指定管理者の公募を行い、応募があった 4 団体について、指定管理者選定委員会において審査した結果、最高点を得た社団法人橋本市シルバー人材センターを指定管理者として指定し、指定期間は平成 24 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。